

情報公開・個人情報保護審議会 諮問・報告事項

件名	介護保険システム（ホストシステム）の変更に係る情報項目の追加等について
----	-------------------------------------

内容は別紙のとおり

条例の根拠

**【諮問】**

◇第 16 条第 1 項本文（電子計算機による個人情報の処理変更）

**【報告】**

◇第 14 条第 1 項（業務委託）

（担当部課：福祉部介護保険課）

## 事業の概要

事業名	負担割合証交付業務、要介護認定申請の受付業務（うち受給資格証明書交付業務）及び高額介護サービス費支給業務
担当課	介護保険課
目的	<p>① 介護保険制度の改正に伴い、介護保険サービス費に係る利用者負担割合（1割又は2割）を証する書面（以下「負担割合証」という。）を、要介護（要支援）認定を受けている介護保険被保険者に対し交付することとなったため、介護保険システムに負担割合証発行機能等を追加する。</p> <p>② 介護保険制度の改正に伴い、高額介護サービス費の自己負担限度額の判定方法等に変更があったため、介護保険システムの機能の修正等を行う。</p>
対象者	介護保険における第一号被保険者（65歳以上の者。以下「第一号被保険者」という。）
事業内容	<p>1 概要</p> <p>(1) 介護保険制度の改正内容</p> <p>① 現在、介護保険サービス費に係る利用者負担割合は一律で1割負担であるが、今般の介護保険制度の改正に伴い、第一号被保険者のうち、一定以上所得者の利用者負担割合を2割にすることとなった。（資料7-1参照）</p> <p>② 現在、高額介護サービス費（※1）の最上位段階の自己負担限度額は37,200円であるが、今般の介護保険制度の改正により、第一号被保険者に現役並み所得者（課税所得（※2）145万円以上）がいる場合には、自己負担上限額を44,400円にすることとなった。</p> <p>また、上記に該当しても、同一世帯内にいる第一号被保険者の収入（※3）の合計が520万円（本人1人のみ場合は383万円）に満たない場合には自己負担上限額を37,200円にすることとなる。（資料7-2参照）</p> <p>(2) 上記（1）により事務処理が変更・追加となる点</p> <p>① 利用者負担割合の判定業務及び各被保険者の負担割合を確認できるよう、「負担割合証（資料7-3参照）」を要介護（要支援）認定を受けている全被保険者に対し交付する業務が追加となる。</p> <p>また、「受給資格証明書（資料7-4参照）（※4）」を交付する際に、利用者負担割合を明記することとなった。</p> <p>（「負担割合証」は平成27年7月上旬に発送予定。）</p> <p>② 課税所得145万円以上の第一号被保険者がいる世帯の自己負担上限額を37,200円に設定する判定は「収入」ベースで行うため、税システムでも網羅的に把握することができないことから、本人の収入額の申請（以下「基準収入額適用申請書」（資料7-5参照）という。）に基づいて判定を行うこととなる。</p> <p>そこで、該当する可能性のある被保険者を抽出し、「基準収入額適用申請書」を発送する業務及び申請があった者については自己負担上限額を37,200円に設定する等の判定業務が追加となる。</p> <p>（「基準収入額適用申請書」は平成27年7月上旬に発送予定。）</p> <p>(3) 上記（2）の変更・追加により必要となる介護保険システム（※5）の改修内容</p> <p>① ・利用者負担割合の判定機能の追加          ・「負担割合証発行画面」の新規作成          ・「負担割合証照会画面」の新規作成          ・「受給資格証明書」に利用者負担割合の情報が明記されるよう、「受給資格証明書出力画面」等のシステムを修正</p> <p>② ・現役並み所得者の自己負担上限額を44,400円に変更          ・「基準収入額適用申請書」を送付する対象者の抽出機能の追加          ・「基準収入額等申請画面」の新規作成</p> <p>なお、改修業務は、委託事業者が行うことになるが、当該委託業務には、個人情報</p>

を取り扱う業務は、一切含まれない。  
また、負担割合証の交付に係る封入封緘業務については、委託により行う。

## 2 対象者数

- ・負担割合証を交付する対象者数 12,703人  
(平成26年11月1日時点の要介護(要支援)認定者数)
- ・2割負担対象者数 2,611人  
(平成26年11月1日時点より推計)
- ・「受給資格証明書」交付対象者数 246人  
(平成26年度実績)
- ・「基準収入額適用申請書」を送付する対象者数 458人  
(平成27年5月1日時点より推計)

- ※1 「高額介護サービス費」とは、1カ月間に利用した介護保険サービス費の世帯の利用者負担の合計が高額になった場合、上限額を超えた金額を高額介護サービス費として支給する業務をいう。
- ※2 「課税所得」とは、収入から公的年金等を控除、必要経費、基礎控除、給与所得控除等の地方税法上の控除金額(年少扶養控除廃止に伴う調整控除を含む。)を差し引いた後の額をいう。(高齢者医療制度の現役並み判定に用いている課税所得と同じ概念。)
- ※3 「収入」とは、所得法上の収入金額であり、公的年金等控除、必要経費等を差し引く前の金額で、退職所得に係る収入金額、非課税年金等の非課税収入を除いたものをいう。(高齢者医療制度の現役並み判定に用いている収入と同じ概念。)
- ※4 「受給資格証明書」とは、介護保険法第36条に基づき、要介護認定又は要支援認定を受けている被保険者が他の市区町村へ転出する際に交付する書類で、転出する時点での要介護状態区分や認定有効期間などを明記した「要介護認定(又は要支援認定)を受けていた」という証明書をいう。
- ※5 「介護保険システム」とは、介護保険制度における要介護認定申請の受付・要介護認定審査業務に係る受給者管理・給付実績管理等について、確実かつ迅速に事務処理をするため、平成11年10月から導入されたものをいう(平成11年第1回及び第2回本審議会承認事項)。

## 件名 介護保険システム(ホストシステム)の変更に係る情報項目の追加につい

て

保有課(担当課)	介護保険課				
登録業務の名称	負担割合証交付業務、要介護認定申請の受付業務(うち受給資格証明書交付業務)及び高額介護サービス費支給業務				
記録される情報項目(だれの、どのような項目が、どのコンピュータに記録されるのか)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 個人の範囲 第一号被保険者</li> <li>2 記録項目 別紙1記載のとおり</li> <li>3 記録するコンピュータ ホストコンピュータ(介護保険システム)</li> </ol>				
新規開発・追加・変更の理由	<p>介護保険制度の改正に伴い、以下の業務が追加となるため、介護保険システムの変更を行う。</p> <p>① 利用者負担割合の判定業務及び各被保険者の負担割合を確認できるよう、「負担割合証(資料7-3参照)」を要介護(要支援)認定を受けている全被保険者に対し交付する業務が追加となるため。 また、「受給資格証明書(資料7-4参照)」を交付する際に、利用者負担割合を明記することとなった。</p> <p>② 「基準収入額適用申請書(資料7-5参照)」を発送する業務及び申請があった者については自己負担上限額を37,200円に設定する等の判定業務が追加となる。</p>				
新規開発・追加・変更の内容	<ol style="list-style-type: none"> <li>① <ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者負担割合の判定機能の追加</li> <li>・「負担割合証発行画面」の新規作成</li> <li>・「負担割合証照会画面」の新規作成</li> <li>・受給資格証明書に利用者負担割合の情報が明記されるよう、システムを修正</li> </ul> </li> <li>② <ul style="list-style-type: none"> <li>・現役並み所得者の自己負担上限額を44,400円に変更</li> <li>・基準収入額適用申請書を送付する対象者の抽出機能の追加</li> <li>・「基準収入額等申請画面」の新規作成</li> </ul> </li> </ol>				
開発等を委託する場合における個人情報保護対策	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 委託事業者による改修業務の実施においては、個人情報に一切触れさせない。</li> <li>2 委託事業者に、新宿区情報セキュリティポリシーを遵守させる。</li> </ol>				
新規開発・追加・変更の時期	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%;">本審議会承認後</td> <td style="width: 50%;">開発着手(予定)</td> </tr> <tr> <td>平成27年7月上旬</td> <td>改修後の介護保険システム稼働</td> </tr> </table>	本審議会承認後	開発着手(予定)	平成27年7月上旬	改修後の介護保険システム稼働
本審議会承認後	開発着手(予定)				
平成27年7月上旬	改修後の介護保険システム稼働				

## 件名 介護保険負担割合証の交付に係る封入封緘業務の委託について

保有課(担当課)	介護保険課
登録業務の名称	負担割合証交付業務
委託先	見積競争により委託事業者を選定する。
委託に伴い事業者処理させる情報項目(だれの、どのような項目か)	【「負担割合証」交付対象者に係る情報項目】(資料7-3参照) 郵便番号、住所、氏名、被保険者番号、生年月日、性別、交付年月日、利用者負担の割合、適用期間、保険者番号
処理させる情報項目の記録媒体	紙
委託理由	迅速かつ的確な封入封緘業務の遂行を確保するため、下記業務内容を委託する。
委託の内容	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 区が作成した「負担割合証」及び「お知らせ」を受け取る。</li> <li>2 上記1の「負担割合証」を裁断し、指定箇所を折る。</li> <li>3 上記1の「負担割合証」と「お知らせ」をセットにし、封入封緘する。</li> <li>4 上記3により封入封緘したものを区に納品する。</li> </ol>
委託の開始時期及び期限	平成27年7月3日から平成27年7月7日まで 【封入封緘】 平成27年7月8日 【発送】 以降継続(毎年同時期)
委託にあたり区が行う情報保護対策	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 契約にあたり、別紙「特記事項(別紙2)」を付す。</li> <li>2 区職員が、必要に応じ、立入調査を実施する。</li> </ol>
受託事業者に行わせる情報保護対策	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 取扱責任者及び取扱者をあらかじめ指定する</li> <li>2 日々の業務終了後、取扱い責任者等が提供された「負担割合証」を確認のうえ、作業場の施錠できる金庫(キャビネット)で翌日の業務開始時まで厳重に保管する。</li> <li>3 作業期間中は、提供された情報を作業場内のみで取り扱うこととする。</li> <li>4 提供された情報の複写及び複製は行わないこととする。</li> <li>5 「負担割合証」の受渡しに当たっては、引渡書、納品完了報告書により確認し、直接、手渡しにより確実に行う。</li> </ol>

## 情報項目

## 介護保険システムの改修により登録される情報項目

- ・負担割合の判定機能及び「負担割合証発行・照会画面」に保有する情報項目

被保険者基本情報（被保険者番号、個人番号、氏名、住所、生年月日、性別、年齢、資格取得事由、資格取得日、要介護認定区分、認定期間）、公的年金収入、合計所得、年金所得、世帯判定金額、1号世帯員数、

申請日、交付日、交付事由（紛失による再発行、被保険者証内容変更による、等）、利用者負担の割合（1割、2割）、負担割合の判別理由（非課税世帯（1割）、合計所得160万円未満（2割）等の所得状況による判定結果を表示）、設定事由（「受給資格証明書」に表示する負担割合の設定事由を表示）、適用期間（※）

- ・「受給資格証明書出力画面」に追加となる情報項目

利用者の負担割合の情報（1割又は2割（所得、単身収入、世帯収入、2号被保険者、等））（※）

- ・対象者の抽出機能及び「基準収入額等申請画面」に保有する情報項目

被保険者基本情報（被保険者番号、個人番号、氏名、住所、生年月日、性別、年齢、要介護認定区分、認定期間、世帯番号）、合計所得、公的年金収入、年金所得、課税標準額、年少扶養等控除額、合計（公的年金収入＋その他合計所得の合計）、

基準収入額（「基準収入額適用申請書」に記載された金額）、対象年度、判定日、発行日、申請日、事由（所得更生・世帯構成等により、認定区分の変更により、等の発行事由）、処理状態区分（勸奨済み、申請済み、等）、決定日、適用期間、判定結果（適用、不適用）、備考欄（※）

※ 上記下線項目は、今回、新たに追加する項目である。

上記下線項目以外は、平成11年第1回本審議会承認事項(情報項目)である。

## 特記事項

### (基本的事項)

- 1 乙は、個人情報の保護及び情報セキュリティの重要性について十分な認識を持ち、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、必要な措置を講じなければならない。

### (秘密の保持)

- 2 乙は、業務に関して知り得た個人情報を一切第三者に漏らしてはならない。この契約が終了した後においても同様とする。

### (適正収集)

- 3 乙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、その利用目的をできる限り特定し、その利用目的を達成するために必要な最小限の範囲内で、公正かつ適正な手段によって収集しなければならない。

### (本人収集及び利用目的の明示)

- 4 乙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、本人に対しその利用目的を明示し、かつ、本人から直接これを収集しなければならない。ただし、甲の承諾があるときは、この限りではない。

### (収集禁止事項)

- 5 乙は、業務を行うに当たっては、甲の承諾があるときを除き、次に掲げる事項に関する個人情報の収集を行ってはならない。
  - (1) 思想、信条及び宗教に関する事項
  - (2) 社会的差別の原因となる事実に関する事項
  - (3) 犯罪に関する事項
  - (4) その他区民の個人的秘密が侵害されるおそれがあると甲が認めた事項

### (目的外利用及び第三者への提供等の禁止)

- 6 乙は、業務に関して知り得た個人情報を、この契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供し、若しくは使用させてはならない。

### (適正な管理)

- 7 乙は、業務に伴い取り扱う個人情報について、施錠できる保管庫に保管する等善良な管理者の注意をもって保管及び管理にあたらなければならない。

### (複写等の禁止)

- 8 乙は、業務を行うために甲から提供され、又は乙が収集した個人情報を複写し、又は複製してはならない。

### (再委託の禁止)

- 9 乙は、業務を行うに当たって、個人情報を取り扱う業務を一切第三者に委託してはならない。

### (資料等の返還等)

10 乙は、この契約の終了後は、業務を行うために甲から提供され、又は乙が収集し、若しくは作成した個人情報記録された資料等を甲に返還し、又は引き渡し、乙が業務を行うに当たり乙の電子計算機を使用した場合には、当該電子計算機に記録された業務に係る個人情報を消去する。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従う。

**(業務に関する報告)**

11 乙は、甲の求めがあった場合は、業務に関する個人情報の取扱い状況の報告を行うものとする。

**(監査)**

12 乙は、業務に関する個人情報の管理状況について、甲の立入調査等による監査を受けるものとする。

**(従業員に対する教育)**

13 乙は、乙の従業員に対する個人情報の適正な管理及び情報セキュリティに関する教育を実施するとともに、新宿区個人情報保護条例について周知するものとする。

**(事故発生時等における報告)**

14 乙は、業務に関する個人情報の取扱いに関して事故が発生し、若しくは発生するおそれがあるとき又は前各項に掲げる事項に違反したときは、速やかに甲に対して通知するとともに、その状況について書面をもって報告し、甲の指示に従うものとする。

**(公表)**

15 甲は、乙が前各項に掲げる事項に違反し、又は怠ったときは、その事実を公表することができる。

**(損害の賠償)**

16 乙は、第1項から第14項までに掲げる事項に違反し、又は怠ったことにより甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。